

○藤崎町学校給食費一部無償化実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤崎町学校給食センター管理運営規則(平成21年6月11日教育委員会規則第4号。以下「規則」という。)第3条に規定する学校給食費(以下「給食費」という。)について、第2子以降の児童および生徒に係る給食費の一部無償化の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、多子世帯の教育費負担軽減を図り、もって町民の子育て支援を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町立学校 藤崎町立の小学校および中学校をいう。
- (2) 児童生徒 藤崎町立の小学校および中学校に在籍する児童および生徒をいう。
- (3) 保護者 児童生徒を看護し、かつその生計を維持するものをいう。
- (4) 学校給食費 学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (5) 多子世帯 現に生計を一にしている保護者が養育し、又は監護している児童生徒が2人以上いる世帯をいう。
- (6) 第1子 最年長の児童生徒をいう(当該児童生徒が2人以上ある場合は、いずれか1人の児童生徒とし、それ以外の児童生徒はその次に年長の児童生徒に加える。)
- (7) 第2子 第1子の次に年長の児童生徒をいう。

(対象者)

第4条 この要綱による給食費一部無償化の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとなる。ただし、藤崎町長が対象者として特別に認めるものはこの限りではない。

- (1) 児童生徒および保護者が、藤崎町に住所を有していること。
- (2) 児童生徒および保護者が、世帯および生計を一にしていること。
- (3) 児童生徒が2人以上ある保護者であること。
- (4) 藤崎町就学援助事業実施要綱(平成20年教育委員会訓令第1号)第2条に規定する藤崎町就学援助費支給制度における準要保護の認定を受けていないこと。
- (5) 生活保護法(昭和25年法律第160号)第11条第2項に規定による教育扶助を受けていないこと。

(対象となる額)

第5条 無償化の対象となる額は、一食当たりの給食費に年間の喫食回数に乗じた額とする。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。